

(お知らせ)

平成 25 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

平成 27 年 4 月 27 日 (月)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室長事務取扱：近藤 智洋 (内線 6510)
係 長：松戸 孝雄 (内線 6549)
係 員：北村 陽典 (内線 6545)

環境省は、都道府県等からの報告に基づき、平成 25 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 25 年度は 13,792 件であり、前年度に比べ 619 件減少し、10 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,701 件 (全体の 26.8%)、サービス業・その他が 2,097 件 (15.2%)、個人住宅・アパート・寮が 1,621 件 (11.8%) 等でした。

前年度と比較すると、工場・事業場 (サービス業等) に係る苦情が 6,901 件 (前年度 7,561 件) と減少し、規制対象外の発生源 (個人住宅等) に係る苦情が 6,891 件 (同 6,850 件) と増加しました。割合としては 50.0% ずつとなりました。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 73.6% に当たる 1,282 市区町村でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 25 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が 3,189 名 (前年度 3,120 名) となりました。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 25 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、5,286 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,922 件、報告の徴収は 426 件、測定は 85 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 30 件でした。同法に基づく改善勧告が 1 件行われ、改善命令は行われませんでした。行政指導が 1,457 件行われました。

3. 調査結果の詳細

3-1. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成25年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は13,792件と平成24年度(14,411件)から619件(4.3%)の減少であり、10年連続での減少となった。ただし、苦情件数が1万件前後であった平成3~5年度と比較すると、依然として高い水準である(図1)。

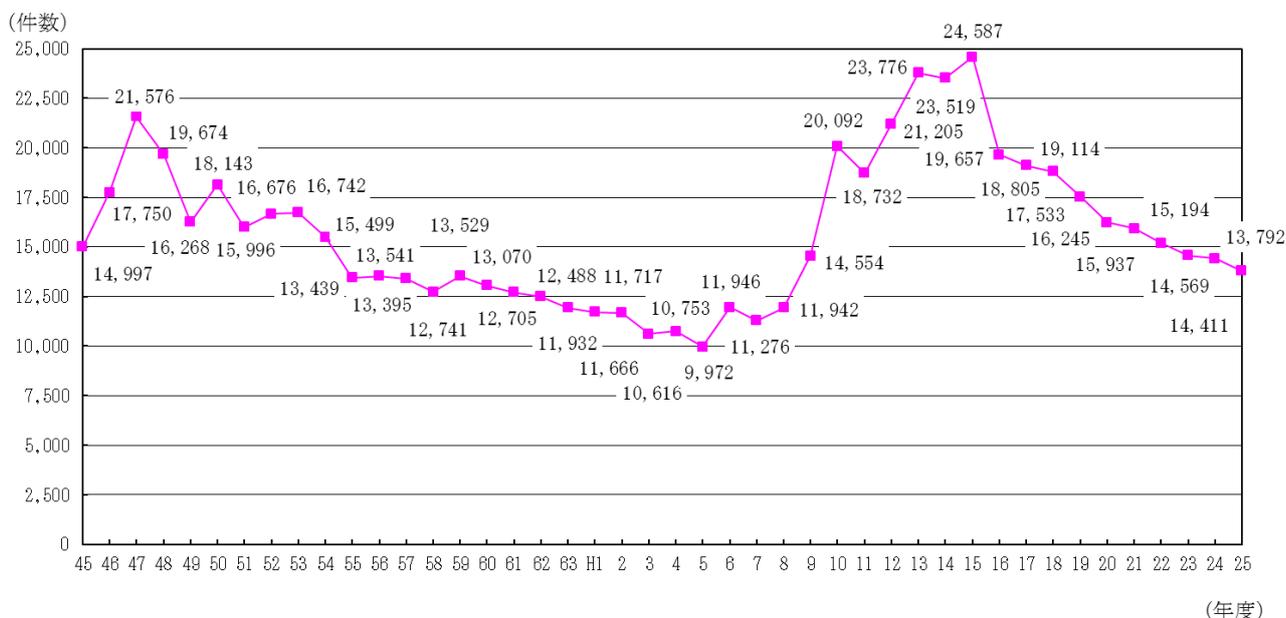


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、3,701件で全体の26.8%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,097件(15.2%)、第3位は個人住宅・アパート・寮の1,621件(11.8%)であった(図2、図3)。

また、平成24年度と比較すると、個人住宅・アパート・寮に対する苦情は15件(0.9%)増加しているが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っている。

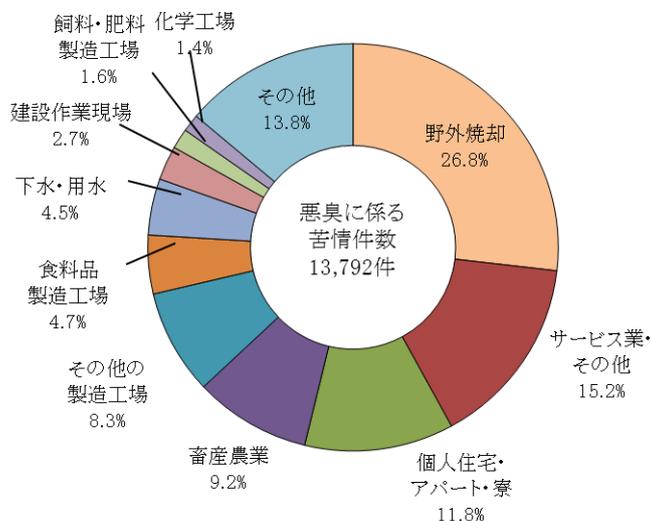


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成25年度)

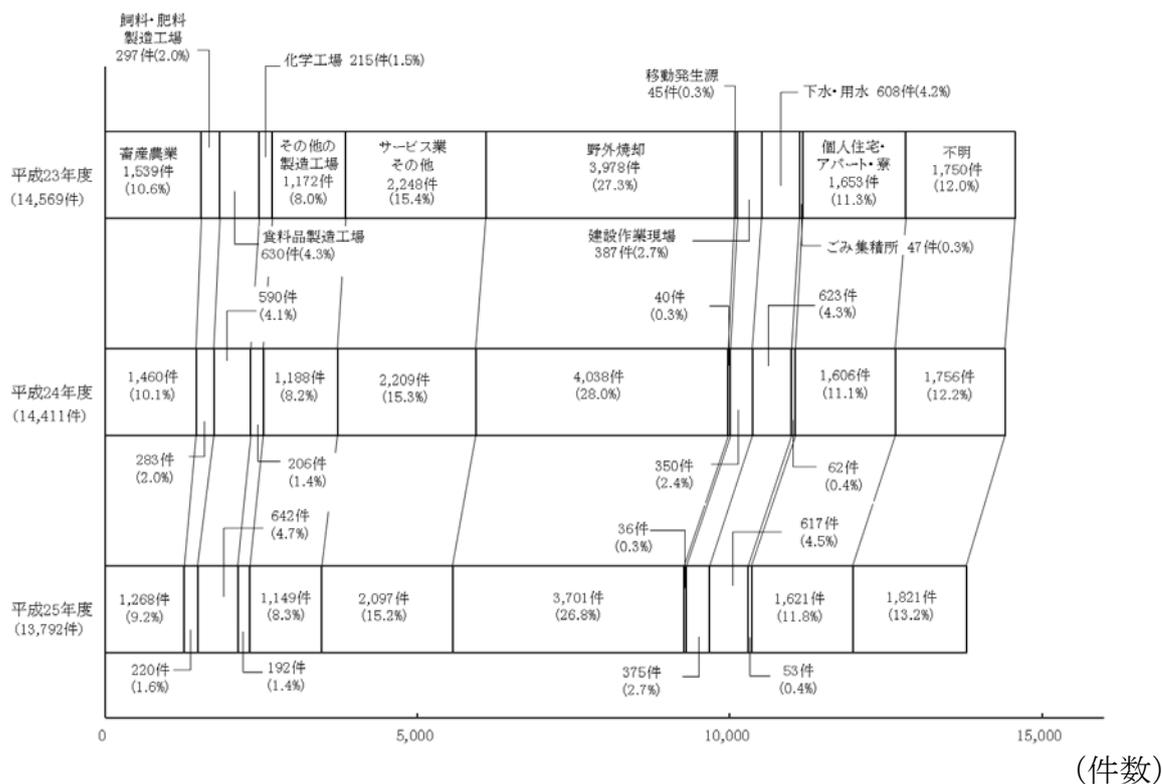


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,483件が最も多く、次いで愛知県1,287件、神奈川県1,172件、大阪府890件、埼玉県833件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の41.1%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数で見ると、このような傾向はみられず、地域によってばらつきがあることがわかった。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中29都道府県で苦情が減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

| 苦情件数 | | 人口100万人当たりの苦情件数 | |
|-----------|--------|-----------------|-----|
| 都道府県 | 件数 | 都道府県 | 件数 |
| 1 東京都 | 1,483 | 沖 縄 県 | 271 |
| 2 愛 知 県 | 1,287 | 宮 崎 県 | 195 |
| 3 神 奈 川 県 | 1,172 | 三 重 県 | 183 |
| 4 大 阪 府 | 890 | 茨 城 県 | 178 |
| 5 埼 玉 県 | 833 | 愛 知 県 | 173 |
| 全 国 | 13,792 | 全 国 平 均 | 108 |

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

| 都道府県 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増減 | 対前年度増減比 | 都道府県 | 平成24年度 | 平成25年度 | 増減 | 対前年度増減比 |
|------|--------|--------|-------|---------|------|--------|--------|-------|---------|
| 北海道 | 228 | 216 | △ 12 | △ 5.3% | 滋賀県 | 129 | 104 | △ 25 | △ 19.4% |
| 青森県 | 89 | 88 | △ 1 | △ 1.1% | 京都府 | 346 | 346 | 0 | 0.0% |
| 岩手県 | 100 | 87 | △ 13 | △ 13.0% | 大阪府 | 981 | 890 | △ 91 | △ 9.3% |
| 宮城県 | 182 | 136 | △ 46 | △ 25.3% | 兵庫県 | 333 | 345 | △ 12 | 3.6% |
| 秋田県 | 103 | 149 | △ 46 | 44.7% | 奈良県 | 115 | 96 | △ 19 | △ 16.5% |
| 山形県 | 117 | 133 | △ 16 | 13.7% | 和歌山県 | 134 | 76 | △ 58 | △ 43.3% |
| 福島県 | 129 | 100 | △ 29 | △ 22.5% | 鳥取県 | 38 | 75 | △ 37 | 97.4% |
| 茨城県 | 499 | 522 | △ 23 | 4.6% | 島根県 | 46 | 38 | △ 8 | △ 17.4% |
| 栃木県 | 156 | 227 | △ 71 | 45.5% | 岡山県 | 162 | 153 | △ 9 | △ 5.6% |
| 群馬県 | 222 | 255 | △ 33 | 14.9% | 広島県 | 220 | 237 | △ 17 | 7.7% |
| 埼玉県 | 856 | 833 | △ 23 | △ 2.7% | 山口県 | 136 | 110 | △ 26 | △ 19.1% |
| 千葉県 | 738 | 619 | △ 119 | △ 16.1% | 徳島県 | 58 | 44 | △ 14 | △ 24.1% |
| 東京都 | 1,629 | 1,483 | △ 146 | △ 9.0% | 香川県 | 86 | 70 | △ 16 | △ 18.6% |
| 神奈川県 | 1,170 | 1,172 | △ 2 | 0.2% | 愛媛県 | 195 | 185 | △ 10 | △ 5.1% |
| 新潟県 | 199 | 248 | △ 49 | 24.6% | 高知県 | 45 | 54 | △ 9 | 20.0% |
| 富山県 | 69 | 65 | △ 4 | △ 5.8% | 福岡県 | 510 | 423 | △ 87 | △ 17.1% |
| 石川県 | 73 | 74 | △ 1 | 1.4% | 佐賀県 | 93 | 46 | △ 47 | △ 50.5% |
| 福井県 | 84 | 113 | △ 29 | 34.5% | 長崎県 | 177 | 169 | △ 8 | △ 4.5% |
| 山梨県 | 158 | 113 | △ 45 | △ 28.5% | 熊本県 | 128 | 138 | △ 10 | 7.8% |
| 長野県 | 223 | 258 | △ 35 | 15.7% | 大分県 | 161 | 170 | △ 9 | 5.6% |
| 岐阜県 | 231 | 227 | △ 4 | △ 1.7% | 宮崎県 | 225 | 218 | △ 7 | △ 3.1% |
| 静岡県 | 550 | 519 | △ 31 | △ 5.6% | 鹿児島県 | 171 | 161 | △ 10 | △ 5.8% |
| 愛知県 | 1,354 | 1,287 | △ 67 | △ 4.9% | 沖縄県 | 445 | 384 | △ 61 | △ 13.7% |
| 三重県 | 318 | 336 | △ 18 | 5.7% | 合計 | 14,411 | 13,792 | △ 619 | △ 4.3% |

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 25 年度の総苦情件数 13,792 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 5,286 件 (38.3%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 1,615 件 (11.7%) であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が 6,891 件 (50.0%) であった (表 3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

| 発生源別 | 規制地域内 | 規制地域外 | 合計 |
|---------------|-----------------|----------------|------------------|
| 工場・事業場 | 5,286 38.3% | 1,615 11.7% | 6,901 50.0% |
| 規制対象外の 発生源 | 5,217 37.8% | 1,674 12.1% | 6,891 50.0% |
| 合計 (%) | 10,503 76.2% | 3,289 23.8% | 13,792 (100%) |

3-2. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 73.6%に当たる 1,282 市区町村であった (表 4)。

表4 規制地域の指定状況(平成25年度末現在)

| 市区町村数 | 規制地域を有する 市区町村数 | |
|-------|-------------------|---------------|
| | 市区町村数 | 市区町村数 |
| 市 | 790 | 739 (93.5%) |
| 区 | 23 | 23 (100.0%) |
| 町 | 746 | 463 (62.1%) |
| 村 | 183 | 57 (31.1%) |
| 計 | 1,742 | 1,282 (73.6%) |

3-3. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成25年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が3,189名(前年度3,120名)となった。

3-4. 悪臭防止法に基づく措置の状況

工場・事業場に対する措置等の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は5,286件(前年度5,803件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,922件(同1,700件)、報告の徴収が426件(同422件)、測定が85件(同82件)、測定の結果、規制基準を超えていたものが30件(同34件)であった。また、改善勧告が1件(同1件)行われたが、改善命令は行われなかった(同0件)。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,457件(同1,339件)行われた(表5)。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 前年度増減比 |
|----------|--------|--------|--------|
| 立入検査 | 1,700 | 1,922 | 13.1% |
| 報告の徴収 | 422 | 426 | 0.9% |
| 測定 | 82 | 85 | 3.7% |
| (うち基準超過) | 34 | 30 | △11.8% |
| 改善勧告 | 1 | 1 | 0.0% |
| 改善命令 | 0 | 0 | - |
| 行政指導 | 1,339 | 1,457 | 8.8% |
| (参考)苦情件数 | 5,803 | 5,286 | △8.9% |

△は減少を示す

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。